

大学院既修得単位の認定に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則第13条の2の規定に基づき、神奈川大学大学院において行う入学者の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

(既修得単位の認定手続)

第2条 前条の規定により既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、次の書類を所属研究科委員長に提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定願(所定用紙)
- (2) 既修得単位に係る大学院の在籍期間証明書又は修了証明書
- (3) 既修得単位に係る大学院の成績証明書

(認定単位数等の通知)

第3条 研究科委員長は、前条の規定に基づき認定された単位数等を当該学生に通知するとともに、学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

(事務の所管)

第4条 既修得単位の認定に関する事務は、教務部教務課及び平塚教務課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。